主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人高村是懿外一三名の上告趣意のうち、公職選挙法(昭和五七年法律第八一号による改正前のもの。以下同じ。)二四三条三号、一四二条一項の違憲をいう点は、右各規定が憲法前文、一五条一項、四三条一項に違反しないことは、当裁判所の判例(最高裁昭和二八年(あ)第三一四七号同三〇年四月六日大法廷判決・刑集九巻四号八一九頁、最高裁昭和三七年(あ)第八九九号同三九年一一月一八日大法廷判決・刑集一八巻九号五六一頁、最高裁昭和四三年(あ)第二二六五号同四四年四月二三日大法廷判決・刑集二三巻四号二三五頁)の趣旨に徴して明らかであり、公職選挙法二四三条五号、一四六条一項の違憲をいう点は、右各規定が憲法前文、一五条一項、四三条一項に違反しないことは、当裁判所の判例(最高裁昭和二八年(あ)第四〇三〇号同三〇年三月三〇日大法廷判決・刑集九巻三号六三五頁、最高裁昭和二八年(あ)第四〇三〇号同三〇年三月三〇日大法廷判決・刑集九巻三号六三五頁、最高裁昭和二八年(あ)第三一四七号同三〇年四月六日大法廷判決・刑集九巻四号八一九頁)の趣旨に徴して明らかであるから、所論は理由がなく、被告人本人の上告趣意は、違憲をいうが、その理由のないことは、前記のとおりである。

よって、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

平成五年一一月二二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	滕	島		昭
裁判官	中	島	敏 次	郎
裁判官	木	崎	良	平
裁判官	大	西	勝	也